

特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成27年11月6日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する調達の内容

1 業務名

奈良県農業研究開発センター等庁舎移転業務委託

2 業務内容

奈良県農業研究開発センター等の庁舎移転に伴う各種試験研究機器及び事務用品等移転の業務

3 業務の履行場所

移転元1 橿原市四条町88

奈良県農業研究開発センター

奈良県農業大学校

移転元2 大和高田市松塚200番地

旧奈良県立高田東高等学校

移転先1 桜井市池之内130-1

奈良県農業研究開発センター移転予定地

なら食と農の魅力創造国際大学校池之内校舎移転予定地

移転先2 宇陀市榛原三宮寺125

奈良県大和野菜研究センター

4 契約期間

契約日から平成29年3月24日まで

5 入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相応する金額を入

札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(6)までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

なお、この業務については、運搬及び精密かつ特殊な理化学・計測機等の移転が含まれているため、業務の一部を第三者に委託すること（以下「再委託」といいます。）を可能とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目Q7諸サービスを主業種として登録し、かつ、主な業務内容において、「引越」又は「事務所移転」を記載している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- (3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (4) 仕様書に示した移転物品について、安全、適正かつ期限内に移転が履行できる者であること。
- (5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。
- (6) 過去10年間に、分析機器、計測機器、医薬品、バイオ機器、理化学機器、実験室設備等（以下「試験研究機器等」といいます。）を保有する大学、公的研究所、試験場等の試験研究機器等の移転に関する業務を適正に履行した実績のある者であること。

第3 契約条項を示す場所等

- 1 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県農林部農業水産振興課総務・水産振興係（県庁分庁舎5階）

電話番号 0742-27-7409（ダイヤルイン）

なお、現地説明会、仕様書及び移転物品に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒634-0813 橿原市四条町88

奈良県農業研究開発センター研究企画推進課

電話番号 0744-22-6201

2 入札説明書及び仕様書の交付期間等

- (1) 交付期間 平成27年11月6日（金）から平成28年1月5日（火）まで
- (2) 交付方法 奈良県農林部農業水産振興課の入札情報一覧のホームページからダウンロードしてください。

3 説明会の開催について

- (1) 入札説明会
実施しません。
- (2) 現地説明会
実施します（入札に参加を希望する者は、必ず現地説明会に参加すること。）。
詳細は、入札説明書等によります。

4 入開札の場所等

- (1) 場所 奈良県会計局総務課入札室（県庁主棟6階）
- (2) 日時 平成28年1月6日（水） 午後2時

5 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封書の表面に「奈良県農業研究開発センター等庁舎移転業務委託に係る入札書」と朱書して、平成28年1月5日（火）午後5時までに1に示す場所に到達するようにしてください。

第4 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とします。
- 2 入札保証金

免除します。

3 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。

4 入札者に要求される事項

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請を行い、かつ、第2の(4)から(6)までに關し必要な書類等を提出し、入札担当部課から競争入札参加資格確認を受けなければなりません。
- (2) (1)に必要な書類等を提出しない者又は一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができません。
- (3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。
- (4) 代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。
- (5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

5 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

6 契約書作成の要否

要します。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

8 調達手続の停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

9 手続における交渉の有無

無

10 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由

があると認められたときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る再委託契約に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る再委託契約に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、本県が当該再委託契約の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

11 契約の解除

契約締結後、契約者について10の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められたとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、10の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

12 その他

詳細は、入札説明書によります。

第5 Summary

- 1 Subject of the bid: Outsourcing the move of laboratory furniture and other items during the relocation process of the Nara Prefecture Institute for Agricultural Research and Development Center
- 2 Time of opening of bids received: January 6, 2016, 2:00p.m.
- 3 Deadline for receipt of bid applications by mail: January 5, 2016, 5:00p.m.
- 4 For further information please contact: Agriculture and Fishery Development Division, Nara Prefectural Government
30 Noborioji-cho, Nara City, Nara Prefecture, Japan 630-8501
TEL 0742-27-7409 (direct line)